

横浜市市民協働推進センター事業要綱

制 定 令和2年3月31日 市市活第 2259 号（市民局長決裁）
最近改正 令和6年3月15日 市市協第 1272 号（市民局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民等と行政の協働により、地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するために、市内における協働の取組を推進し、様々な主体の交流・連携を生むことを目的とした横浜市市民協働推進センター（以下、「協働センター」という。）事業の実施等に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において「市民等」とは、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）第2条第1項に定めるところによる。

2 この要綱において「団体」とは、条例第2条第1項に定める、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この要綱において「市民協働」とは、条例第2条第2項に定めるところによる。

3 この要綱において「市民公益活動」とは、条例第2条第3項及び第5条に定めるところによる。

（事業の対象及び実施場所）

第3条 協働センター事業は、市域において市民公益活動及び市民協働を行う市民等を対象に、横浜市庁舎1階（横浜市中区本町6丁目50番地の10）で実施する。

2 協働センターは、以下に定める場所で構成するものとする。

（1）協働ラボ

（2）スペースA・B

3 協働センターの運営に関して必要な事項は、別途局長が定める。

（事業内容）

第4条 協働センター事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（1）総合相談事業

（2）情報の蓄積・活用・発信事業

（3）人材育成事業

（4）交流促進事業

（5）市民活動支援事業

（6）各区市民活動支援センター連携・支援事業

（7）その他、協働の推進に必要な事業

（実施手法）

第5条 市は協働センター事業を実施するにあたり、特別の事情があると認められる場合を除き、法人その他の団体から受託者（以下「運営事業団体」という。）を公募により選定し、市との協働事業として条例第12条に基づく、協働契約（委託型）を締結し、実施することとする。

2 各年度の事業実施にあたっては運営事業団体と横浜市で協議のうえ、事業計画書を策定し、横浜市市民協働推進委員会から助言を受けるものとする。

(開業時間)

第6条 開業時間は、平日は午前9時から午後8時まで、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

2 局長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、別に定めるところにより、開業時間を変更することができる。

(休業日)

第7条 協働センターの休業日は、市庁舎全館休業日のほか、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 局長は、前項の規定に関わらず、特に必要があると認める場合は、別に定めるところにより、休業日に開業し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(団体登録)

第8条 協働センターを利用する団体は、事前に団体登録（以下「登録」という。）を行うこととする。

2 団体登録について必要な事項は、別途局長が定めるものとする。

(禁止事項)

第9条 協働センターの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 条例第5条各号に掲げる行為
- (2) 庁舎管理規則第11条及び第12条に掲げる行為（横浜市市民協働推進センター運営要領第3条第2項に定めた行為は除く）
- (3) 市庁舎の公共性・公益性・中立性に反する行為
- (4) 協働センター事業の目的と直接的に関係のない行為
- (5) その他局長が別に定める行為

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、別途市民局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(措置)

別表第一の規定は、令和2年4月1日から令和2年6月28日まで適用する。

附則別表第一

ア 令和2年4月1日から6月5日までの事業実施場所等

実施場所	横浜市中区桜木町1丁目1番地 56 みなとみらい21クリーンセンタービル 5階
開業日	月曜日から金曜日
開業時間	午前9時から午後5時

イ 令和2年6月8日から6月28日までの事業実施場所等

実施場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎1階
開業日	月曜日から金曜日
開業時間	午前9時から午後5時

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。